

「新しい社会運動」と 政治情勢の流動化について

—「社会主義連合」についてのわれわれの見解—

反原発運動をめぐる状況と流動化

リーフ前号(9号)で述べたように、4.23-24に象徴される反原発運動の高揚は、日本における「新しい社会運動」の登場、巨大な潜勢力を有したラジカルで自立的な人民運動の出現を刻印したものであった。このことに対する認識は、旧態依然として自らの観念に現実の階級闘争を裁断する新旧左翼より、敵一支配階級の方が数段鋭く、正確である。

関西電力は、今年初めに出した「原子力発電をめぐる最近の情勢」「今後の原子力広報の基本的方向性」と題する内部資料で、最近の反原発運動の特徴について従来のそれと比較して次のように列挙している。

- ・立地点などの局地問題→都市部への全般的波及
 - ・分散、混在→ネットワーク化
 - ・活動家(プロ)中心→一般市民(自然食品グループなど主婦層)を背後から扇動
 - ・理論中心(技術論としての安全論議)→くらしの視点から感性に不安を訴える
 - ・悲壮な使命感→遊ぶ感覚、お祭り気分
 - ・政党、労組主導→「草の根運動」主体
- そして危惧される事態として、

- ①原発即時停止を求めた大規模な市民運動の発生。
- ②立地県町村で反対派が当選、行政権限で圧力をかける。
- ③発電所の運転環境が厳しくなり安全性に過度の配慮が必要となる。
- ④原子力燃料サイクル施設の建設が不可能になる。
- ⑤電気料金不払い・口座振替停止などのゲリラ攻撃が

激化する。

このような危機感のもとに、支配階級は総力をあげて反原発運動を潰す事に躍起となっている。だがこの危機感は、単に原発がだめになるかどうかということにとどまるものではない。労働運動を全民労連という形で圧力団体として新たな形(コーポラティズム)で取り込んだ矢先に、得体の知れない民衆の流動化-活性化が燎原の炎のごとく広がったのである。外圧はいざ知らず、国内支配としては盤石であったはずの「86年体制」への、まだ十分とは言えないまでも明確な対抗勢力が登場し始めたのだ。昨年地方選での大幅な女性議員の進出、部分的ではあれ、自公民対市民運動という政治的対立軸の出現、これらの流れのより確かな現れとして、伊方から4.23-24へと至る反原発運動の高まりはあった。

70年代後半以降の資本主義国家の現局面を「権威主義的国家主義」と規定したブーランザスは、国家強化=弱体化という両極の不均衡な発展を指摘し、特にその弱体化の側面として、官僚上層の分解、行政の衰弱、人民闘争の新たな形態の創出を挙げた。まさに「権威主義的国家主義は、新たな形態の民衆闘争を発生させている。これらの闘争は、特徴的な反国家至上主義を示しており、また、自主管理的な拠点および大衆にかかわる決定への大衆の直接介入のための組織網の分散拡大のうちに姿を現している。」(『国家・権力・社会主義』)このようなものとして今日の反原発運動を中心とした「新しい社会運動」の登場は特徴づけられる。従って一過性のものでなく、文字どおり構造的であ

り、かつ世界的同質性—同時代性を有しているといえよう。我々が眼前にしているものは、60年代後半から70年代初頭の全共闘—反戦を中心とした大衆反乱に匹敵する、時代を画する民衆の流動化であり、階級の出現の可能性である。

このような時代の転換期は、党派をはじめとしたさまざまな政治集団がきびしくふるいにかけられるときでもある。すでに新左翼諸党派間の論戦と流動化が始まっている。

「社会主義連合」の提案とそれへの評価について。

今年初めに発表された「社会主義連合」の提案は、総評の崩壊と「新しい社会運動」の登場という時代の転換期でのそれなりの影響力と現実性を持った一つの模索の現れといえよう。それゆえその評価をめぐって、様々な論議がされている。

我々は「社会主義連合」について、いくつかの点について注目し、評価する立場に立つ。しかし同時に根本的などころでの批判点ももっている。

「社会主義連合」のよびかけ文は今年1月に発表されているが、その詳細については、フロント発行『社会主義連合の創出のために—われわれの見解』の資料2、3が参考になる。

資料2<討議の集約と課題>によれば、基本認識と枠組みについては、

①政治目標を「建党」ではなく、「政治連合」ないしは「統一戦線」にする。

②諸潮流の横断的結合をめざす。

③建軍—ゲリラ戦争派との明確な区別。

共同の事業としてどのようなものをやるのかについては、

①闘う労働運動の共同の推進。

②89参院選、91統一地方選に向けた対抗的政治勢力の形成—「緑」との連合をもちとる「赤」の結集。

③共同の媒体、理論戦線の確立。

④相互理解と融合を重視した組織運営—特に「行動の不参加の自由」の明示。などをあげている。

この「社会主義連合」の提起に対し、さまざまな立場から反論が起きているが、その最も代表的なものは、

『インパクション』53号での、反天連からの次のようなものである。

「個別具体的なテーマがリアルにつめられない『全体性』『不遍性』てのは、よくわからない。」「今の大衆運動の具体的状況自体を個々ふまえて、そこにある問題をどう突破するのかっていう問題意識がまるで感られじない。」

われわれは、反天連のこの間の反天皇闘争についての歴史的ともいえる地平を高く評価するものである。また、「新しい政治勢力の形成が共鳴と情熱をよびおこすためには、日本の根本的・全体的な変革を実現する原理とプログラムが、はっきりと提示される必要がある。」(同パンフ資料3)と、さらりと現実に苦闘しているものとしては、しらけてしまうこともよくわかる。こうした「原理とプログラム」を提出するためには、理論と実践にわたる幾多の試行錯誤と苦闘が積み上げられねばならない。

とはいえ、反天連の主張については疑問を提出せざるをえない。例えば、「社会主義連合」にかかわる人の中には、特に労働運動について「具体的状況を踏まえ」、「そこにある問題をどう突破していくのか」を真剣に考えている部分も少なくない。こうしたことを見ずに、自らの運動の守備範囲のみを見て、そこから見えないものを切り捨てていくのはよくないことである。

また個別テーマをつめていくことと、全体性を求めることは、必ずしも対立することでも、また前者がア prioriに優先することでもない。きれいごとになるかもしれないが、全体性の追及と、個別の深化はメダルの裏表であり、かつ同時並行的な関係にあると考えている。同時並行的に進めて行くプロセスこそ重要である。

さらに昨年の都知事選での小田実擁立に関するつぎのような、吉川勇一の総括的な提起を真剣に検討すれば、もう少し実りの多い議論ができるのではないかと思う。

「社共統一候補で行かない限り国鉄闘争でつくった共闘は解体する。そこでは社共統一候補による選挙が日本の将来・展望についてどうなるかということとはちょっと置いて、とりあえず昨年10月の『連合』

発足までは社共統一候補で行くのだと。それを壊すような石を春の都知事選段階で投げて欲しくない。『強者の政治か、弱者の政治か』もちょっと待ってくれ、という主張がでた。…市民運動も、国鉄労働運動を見殺しにするような社会党右派からかつがれる立候補とは何だという議論はするけれど、日本をどう変えるのかという大原理についての議論は脇に置くことになる。このように市民運動の足元がかたまっていないのだから(断念は)当然だった。運動にとって個別の利害は確かに重要ですが、それと全体をどう結びつけるかを、もっと具体的な運動で解きほぐしていくような作業過程がないといけない。全体をそれとして議論するときには高尚な議論ができる。しかしそれと個別運動とが矛盾することがあると意見が二つに割れることが繰り返される。その解きほぐし作業を(88年は)やる年だ。」(『統一』300号)

この提起は、非常に示唆に富んでおり、こうした試行錯誤の作業の中で今後の政治的な展望も作られていくのであろう。いままでの日本の新左翼運動においてこうした共同の試みはあまりにも少なく、それが政治的な成熟を阻害してきた要因のひとつといっても過言ではない。これを克服する上でも、「社会主義連合」の試みは注目に値する。

また今日、労働戦線の右翼的「統一」の進行が進む一方、従来社会党や共産党の傘下にあった流れの中で分解と左旋回が部分的ではあれ始まっている。こうした下からの分岐の開始を、単に運動レベルにとどめるのではなく政治レベルのそれに転化していく努力も必要である。こうした意味においても「社会主義連合」の位置が注目されるだろう。これが支持する第二の点である。

第三は、「建党」ではなく「政治連合」という点である。「建党」、すなわち綱領の一致による党建設という方式の問題点については、すでにわれわれは赫旗派総括の中で幾度となく明らかにしてきたので、ここでは繰り返さない。特にわれわれが注目するのは、同パンフの中でプーランザスの問題意識を下敷きにした政治連合論、「すべての運動は『政党』という組織的表現をもたなければ『政治』に関与できないのかどうか。

固有の基盤と要求をもつ諸運動(その中の政治的分子)がその固有性を維持しながら『政治』の全体にかかわることのできる道はないのか。その条件を満たすことのできるさしあたっての組織的表現は『政治連合』のほかはない」とする提起である。こうした問題意識が完全に共有化されて「社会主義連合」という提起になったのかどうかは定かではないが、とりあえずわれわれが注目すべき点である。

「社会主義連合」に対する批判。

しかし批判すべき点もいくつかある。

第1に、政治的な結集の前提として、「建軍—ゲリラ戦争派との明確な区別」があげられている点。そもそもこの「建軍—ゲリラ戦争派」という規定自体が意味不明であり、極めてあいまいな言い方である。にもかかわらず、このような線引きをあえてすることは、大衆闘争が不可避的に孕む暴力的側面を切り捨て、武装解除を促すことになりかねないのではないか。確かに60年代後半から70年代初頭にかけての大衆的な武装闘争が権力の包囲の中で敗北し、以降、軍事—武装問題についての疎外状況、つまり一方で党=軍主義によるテロリズム、地方で完全な合法主義・武装解除という状態が続いてる。もし前者を指して「建軍—ゲリラ戦争派」と規定するのであれば、わからないでもないが、とすればこうした軍事での疎外状況を突破するためのなんらかの提起がされるべきである。そうでなければ、権威主義的国家主義への再編下で巻き起こる直接的、暴力的な民衆闘争の噴出に対し、正しい指導を放棄し、階級闘争の新たな段階を切り開くことは不可能となるだろう。(この点については、構造と戦略研究会報告を参照)

第2に、「闘う労働運動」の内容についてである。「社会主義連合」のよびかけ文では、「総評解体に反対し『たたかうナショナルセンター』を形成する事業に取り組む。」とあり、またフロントによれば「右翼的労働統一反対、総評労働運動の変革を軸として階級的労働運動を追及する」ということが共闘の出発点とされている。つまり、全民労連への対抗原理として、総評労働運動へのなんらかの肯定的評価が据えられている。こ

これは左派とか反戦派とかを自称する組合活動家も同様であり、「自治労産別を守れ」とか地区労の賛美などとして運動場面で現れている。このような発想ではここ数年の「左派結集」はなしえても、長期的に見て、全民労連に対抗しうる労働運動の構築は不可能であるとわれわれは見る。総評はその論理的必然性として解体—全民労連への道を歩んだのであり、この根本的総括と決別抜きに対抗的な労働運動の創出はありえない。その意味では、かつて提起された清水慎三氏の対抗社会論—ゼネラル・ユニオンよりも後退している。

第3に「赤と緑」という区分、また「赤」の結集をとおして、「緑」の人々と連合するという問題のたてかたである。何をもちて赤といい、緑というのであろうか。いわゆる「新しい社会運動」をさして緑といい、

これとは別個に赤の結集を立てるというのであれば、われわれの考え方とは決定的に異なる。われわれは自らもまた「新しい社会運動」を地域を中心に担い、その中でマルクス主義の有効性を検証し、豊富化していきたいと考えている。

以上、「社会主義連合」についてのわれわれの見解を述べてきた。総体として見ると、「新たな社会運動」の登場の中で、これに注目しつつも、しかし従来の新—旧左翼の発想の枠にとどまっている。一方、89参院選や、政治連合の提起は、新たな政治主体を創出するための注目すべき素材を提供している。その限りにおいてわれわれは「社会主義連合」に注目し、その試みを評価する立場に立つ。

〔特別寄稿〕

「労働戦線統一」と問われている課題。

横浜市従・曳航編集委員会

〈労働（組合）運動をめぐる情勢の特徴について〉

(1)「右翼的労働戦線統一」もしくは

「労働戦線の帝国主義的再編」とは何か。

60年代後半から開始された（第一次）労戦統一は、高度成長経済を背景にした重化学工業・民間大企業での同盟・JCによる「右翼分裂」攻勢の一サイクル終了後に仕掛けられたものである。当時は、労働運動として階級闘争の戦後的枠組が動揺と再編の渦中にあっただけで、未だ健在であり、「左右の分岐と右の攻勢」という構造の中で、「左派の反撃」により、破産させられた。

しかし80年代から本格化した今回の「労戦統一」は、高度成長終焉後の世界的な新保守主義の台頭とあいまって（中曾根政治の登場）、権威主義的国家体制と「ネオ・コーポラティズム」による統合を背景にしている。同盟は一貫して「右派・御用・二組」として左右対立構造のもとで「右派統一」を志向していたが、金属労

協（IMF・JC）にとってもはや「左派」は眼中になくなった。彼らは基幹産業・大単産での制圧から一歩進んで、国家と社会の支柱としての「使命と自信」に裏打ちされて「労戦統一」を推進してきた。一方で戦後労働運動の戦闘的翼たる国労潰しと、帝国主義労働運動としての電通労連の登場として現出した官公労に対する「行政改革」「分割・民営化」攻撃と、地方での労基法改悪・派遣法制定から労組法そのものの改悪までの戦後的労働行政・法制の再編へと、まさに「時代にマッチした」ものとなったのである。そして、これらは、戦後階級闘争を特徴づけた「平和と民主主義、よりよき（国民）生活」路線が「現状肯定志向」「生活保守主義」「快適感基準優先」によって無力化し、体制内化を進める一方、「春闘方式の破産」に端的に見られるように「生産性基準原理」「経済整合性論」へ屈服し、「パイの理論」＝「分配をめぐる対決」に

解体させられ、その結果として①基幹産業・独占企業におけるJC派・帝国主義労働運動潮流の伸張、②労働組合総体の企業社会・企業共同体への包摂、③職場闘争の形骸化と労組活力の喪失という「社会党—総評ブロック」の崩壊現象によって裏打ちされていたのである。すなわち旧来の既存の枠組と内容が、右から解体・再編されてきたのである。

こうした中で、JC・同盟主導下で進められた「労戦統一」は国家（政府）と資本（企業）と結び付き、企業共同体に包摂された労働者と呼ぶことのためられる、そして本人たちもそうした意識と行動から分離されている「従業員」を組織する独占大企業を基盤とする巨大労組（ビッグ・ビジネス・ユニオン）を基礎に、中小・下請までその組織化の手を伸ばし、国益と企業社会の防衛を基本的任務として、「資本主義擁護・階級闘争排撃」を掲げ、日本労働運動を統合・制圧せんとしているのである。具体的には、「安保・自衛隊容認」「原発推進」から「首切り容認・合理化協力・賃金自粛」にとどまらず、国際的にも侵略の尖兵として「労働外交」を展開しているのである。文字通り全民労連とは帝国主義の社会的支柱＝左足に他ならない。

(2)総評解体と戦後労働運動の終焉としての労戦統一。

我々は、こうした「右翼的労働戦線統一」もしくは「労働戦線の帝国主義的再編」の完成とは、総評労働運動に代表されてきた「戦後労働運動の終焉としての労戦統一」であることをまず、確認する必要がある。

「企業防衛」を掲げる「第二労務課」から、「国益擁護」を公然と旗印にした「新しい時代の産業報国会」への成長転化としての全民労連、そして官公労を巻き込んだ全統統一という帝国主義派による労働運動の制圧は、従来の労働運動の無力性・無効性をも赤裸々にした。

とりわけ、従来の「労組存在」もしくは「労組機能」そのものの解体状況である。すでにこれらについては様々に指摘されてきたが、a労働組合の政治的影響力の低下（労組議会代表部たる社会党・民社党ともどもの低落傾向）、b労働組合組織率の低落（産業構造の変化に対応できないが故の労働組合の権威と魅力の失墜）、c労働諸条件に対する影響力の低下（制度・政

策要求に名を借りた経済的影響力・企業内交渉力の低下のすりかえ）等、既成の労働（組合）運動が「抵抗と反撃の、資本と闘う大衆組織」という建前はおろか「生活と権利の防衛組織」としても機能し得ず、それに対応して社会党が労組議会代表部としても存立し得る基盤を喪失し「国民政党」化し、政党—労組構造の国家装置化が進行した。これが「55年体制から85（86）年体制へ」といわれた代物である。

ここから、我々は二つの問題を導き出すことが出来る。一つは、社会党—総評ブロックが少なからず時代の雰囲気や反映しており、その戦闘性・大衆性はその時代の労働運動・人民闘争、言い換えれば階級闘争と相互媒介的に存在していたが故に、その崩壊は彼らの所為だけでなく、我々自身の問題でもある。社会党—総評ブロックの崩壊とは、労働者・人民の政治的社会的解体と連動しているのである。いわゆる「左翼反対派からの飛躍」とか「組合主義の沼地からの脱却」とか言われ続けてきた事柄である。

もう一つは、帝国主義労働運動派の制圧の過程で「総評を守れ」と言うスローガンが、いかなる意味でも定着も成功もしなかった事に示されるように、総評労働運動に代表される戦後労働運動はこれに対抗する原理も方向も持ち得なかったことである。社会党—総評ブロックの崩壊はある意味で必然であった。つまり全民労連による労働運動の制圧とは、単なる「右翼的労働戦線統一」＝総評労働運動の解体ではなく、戦後日本労働運動そのものの衰退と見るべきなのである。それ故、我々はここで総評労働運動の功罪（「良き伝統」？）といったレベルにとどまるなら、情勢に適応し得ないばかりか、我々自身の衰退をも約束されていることをはっきりと確認する必要がある。菅孝行の言葉を借りれば、「（現在の）労働組合は企業に寄り添うことによっては得られない利益を労働者に保証することもできないし、企業の論理とは別の生き方の指針を示す力も持ち得ないのである。」

<社会的労働運動の形成と地域政治闘争について>

(1)左派ナショナルセンター形成の胎動について。

右翼的労戦統一の策動が開始されて以降、『季刊労働運動』『労働情報』そして全国労組連・全国労働者討論集会と、左派労働戦線の反撃が本格化した。そしてその一定の着地として1987年10月に「十月会議」が組織され、他方労研センターを基礎に「岩井提言」が提起され、それが「無党派左派・独立左派と社会党左派との団結」なるスローガンの下に「全労協」として動き始めた。

我々は昨年来「論叢リーフレット版」において、こうした胎動に関する若干の考察をしてきた。その中で“基本的な矛盾は組織問題ではなく政治的問題であり、組織労働者の基幹部分の企業主義的統合と、膨大な未組織労働者の放置、これのもたらす必然的結果としての労働組合の政治的社会的地位の没落という事態をどこで突破するのか?…これが労戦問題を検討する場合の分析の入り口であり、この入り口を間違えてはならない。”(リーフ8)と指摘し、「我々は左派の結集、団結に賛成である。だが、より実践的な態度決定を行うためには「ナショナルセンター」が、国際労働運動の歴史の中でどのような役割をもって形成され、また今日どのような政治的位置をもつのかについての認識が整えられなければならない…一国に併存するプロレタリアート人民の、もうひとつの社会とその自立したシステム形成が、ブルジョア階級独裁との対抗において展望されねばならず、そうした社会的基礎なしに「階級的ナショナルセンター」の構造は「左派」の「観念的産物」となる可能性が大きいのである。”(リーフ7)と提起した。もちろんこうした提起は、我々にとって赫旗総括の過程での“帝国主義労働運動と日共統一労組懇挟撃されて分解する社会党—総評ブロックの動揺に介入し、これを左翼的に解体・糾合するというおおよその方針は、自ら社会党—総評ブロックの動揺に同調し、ブンドの党的政治的立脚点と党派性を喪失していく過程でもあった…またしても我々は、運動の分解を組織の中にそのまま持ち込んでしまったのではないか?”という主体的総括を踏まえてなされたもので

ある。

我々は、こうした戦後労働運動の転換とこれに対する態度を整えるに当たって、まず第一に組織問題と政治問題との混同を排すること、第二に政治問題を中心に据え、綱領的認識を確立すること、そして第三にそれらを踏まえた労働(組合)運動における戦術問題を階級闘争総体との関係で明らかにすること、こそ重要であると考えている。

(2)労戦統一をめぐる「政治・組織・戦術」問題の整理について。

市従労働運動の方針を巡る項において、具体的な論戦を含め展開したいが、組織問題と政治問題との混同(あるいは後者の前者への解消)は、とくに従来の労働運動の枠内での「左右の対立」としてしか全民労連を、それゆえ総評も位置づけられなかった弱点を隠蔽するものとなっている。例えば、レーニン『左翼小児病』のあやまった理解や、「総評防衛—再生論」という無総括主義をはびこらせ、今また「総評の良き伝統の継承」なる方針への屈服を生み出し、全民労連の労働運動の制圧と言う事態を正しく認識することを妨げることになってしまっている。そして組織問題に対する主観主義的方针ゆえの動揺を免れ得ず、左派ナショナルセンター形成をめぐる、その「存立の条件」や「主体的方向」を正しく掴み取り得ない結果になってしまっている。いな、そうした問題の整理をなし得なかったところに、現在の左派戦線の混乱・混迷の要因があるといっても過言ではない。

自治体左派にあってもっとも良質な問題意識を展開し、我々もまた教えられるところが多かった『運動と資料』編集委の87/11論文でさえ“連合はa産業構造の転換に対応し得ず、b労働市場の変容に対応し得ず、c全労働者の利害を代表し得ない。d「新しい労働問題」に対する視点も対策も持っていない。”と述べているのである。更にこの編集委論文の難点を指摘しておけば、①従来型の労働問題=雇用・賃金・労働時間・権利等。②従来型の枠組みを超えた労働問題=新

技術・労働市場の変容・雇用のフレキシビリティ・外国人労働者問題。③生活過程から見た新しい労働問題=家庭・地域を包み込んだ労働問題という、おおむね妥当な「労働問題に関する3区分」に関する分析と「労働の意味についての捉えし」についての正当な提起にしても、政治問題に組織問題を解消してしまったがゆえの政治問題と組織問題の混同という結果、実践的指針足り得ず、「空転」したものとなっている。我々は、この問題の解決の糸口をまず政治問題から戦術問題として、この間、提起してきた。第一に「地域政治闘争」の提起であり、第二に「新しい社会運動」への着目である。

この「地域政治闘争」の提起にあたって、「地域が支配の弱い環」であることを明らかにしたが、「組織労働者の基幹部分の企業主義的統合と、膨大な未組織労働者の放置」を前にした時、より具体的実践的に見えてくるであろう。すでに新しい労働運動が「新しい

<市従労働運動の階級的戦闘的發展のために>

(1)市従大会をめぐる「労戦統一」論議について。

①総評解散・全統統一・自治労の全民労連への「合流」という歴史的転換をめぐり、今回の市従大会は冒頭に記したように久しぶりに「活況」を呈した。「行革攻撃の嵐(というも恥づかしい)」を前に、ずるずると後退を強いられていった自治労は、「競争を排除する『公共性』」も含め、あからさまな企業防衛や「資本の論理」から遠い分だけ、逆に無力な組合であることを暴露しただけであり、全民労連への合流・屈服は、自治労の掲げた「全統統一論」のみじめな破産を示した。そして全民労連に制圧された自治体労働者にとって事態はより深刻であろう。

かんがえてもみたまえ、「公務員労働者の二重性」(『論叢』4号・早川論文参照)故に「進路と役割」の自治労版が構想されるとすれば、「国家・行政」の尖兵としての役割を全うする事を通してしか、自治体労働者は自らの「生活」を維持し得ないのである。

社共のヘゲモニー争奪戦を発端として、それに巻き込まれた「左派」という市従大会を巡る構図の中で、市従内の様々な政治潮流は否応無しに自己の政治的立

場と主張を鮮明にすることを要求されたのである。②自治労内日共系の反「連合」の動きが「大都市連合」として浮上し、都労連が「連合には行かない」ことを宣言するという状況の中で、右翼的労戦統一批判から“自治労本部の「連合」への屈服批判”を通して横浜市従の圧倒的ヘゲモニーを掌握せんとする日共統一労組懇は、とりあえず市従を反「連合」でまとめあげることが出来れば「統一労組懇」を軸にした、彼らの「階級的ナショナルセンター」づくりへの有利な地歩を築くことが出来るし、自治労本部が「連合」への合流を決定しても「自治労脱退」も含め、労戦問題に対するフリーハンドを手にすることができるという判断に立っていた。こうした日共の動向に危機感を募らせた市従本部反主流派=社会党は、“反「統一労組懇」・自治労本部支持”を内容とする大会修正案を準備し、「左派活動家」への同調を要請してきた。すでに論点は「連合批判・統一労組懇批判」一般ではなく、その内実についての評価をめぐるものへと移っていった。「岩井提案=全労協結成呼びかけ」をめぐる社会主義協会派の諸君の動揺と社会党内部の混

乱を引き起こしながらも、「連合・統一労組懇批判」だけなら社会党右派の諸君でさえ口にする状況下であって、「左派活動家」を中心とする「横浜市従労働運動を発展させる会」は、社会党の「統一労組懇は分裂組織である。日共＝統一労組懇による自治労・横浜市従に対する分裂策動に反対しよう。」という「社会党修正案」で紛糾するという「情けない」事態を惹起してしまった。そして、市従労働運動を階級的戦闘的に発展させるために、本部＝統一労組懇系の議案に対して左派が修正案をもって独自の主張を打ち出すのではなく、逆に「社会党修正案」に反対するだけでは統一労組懇との区別が鮮明にならないが故に「独自の修正案を」という転倒した議論さえ生じた。(大会結果について触れるなら、左派修正案211/579であった。この左派修正案は、社労党の諸君が「分裂反対」で“連合”への合流”を訴えた修正案同様、社会党の支持を集めた。ちなみに社会党系の諸君は本部批判の修正案全てに賛成するという「無節操」ぶりを示した。)

③ここで日共・統一労組懇について言及しておこう。彼らは労働(組合)運動論・政策というものを本来もっていない。労組は集票機構の一部であり、「選挙運動」さえ十全にやり切れれば良い、その限りでは政治問題と組織問題を混同はしていないのである。

こうした日共・統一労組懇運動が、日本の労働運動・階級闘争に対して果たしてきた役割とは、彼らの運動と組織が戦闘的左翼・戦闘的労働運動潮流に敵対して形成されてきた事実に、はっきりと表現されているが、第一に部落解放同盟や三里塚反対同盟の闘いに敵対してきたことに示されるように、全国の住民運動・人民諸闘争とりわけ反差別闘争に敵対し続けてきたこと。(今年に入ってからも4.24反原発一万人行動に対して更に「ニセ左翼におどらされた」と悪罵を投げつけ、7.24厚木基地包囲闘争に敵対した)第二に「教師聖職論」「公務員全体の奉仕者論」「スト万能論批判」を掲げ、労働運動の右からの解体に奔走してきたことを指摘しなければならない。(かつての「昼マド闘争」にはじまる一連の「住民奉仕」をかざした反動的反労働者的対応を見よ)それ故、第三に彼らの総評批判は労働運動の階級的戦闘的前進の為ではなく、彼らの議

会主義路線にもとづく「政党支持の自由」や、右旋回を始めた社会党に対して「真の革新」なるものを対置せんが為の「批判」でしかないということである。

(2)市従「労戦論議」で明らかになったこと。

一 中間総括に代えて。

①我々はまず組織問題と政治問題の混同から自由になるための幾つかの前提的論議を組織しなければならなかった。

その一つが「労働者の団結・労働組合の統一はどんな場合もどんな内容でも善か。」という点である。

かつて全民労協発足を控えて「あれは労働戦線の統一ではない、分裂策動である」と批判した論者もいたが、そこでは「統一」は無条件で善とされていた。しかし、「組織を割る、割らない(割れない)」は結果にすぎない。労働者階級の解放にとって、どのような運動・組織方針が必要なのかという観点から考えるべきなのである。そして実践的には、「闘う団結」という観点からしか労働組合という労働者の団結形態は語り得ない。とりわけ帝国主義＝国家独占資本主義下においては「分裂」状況こそ常態ですらある。権威主義的国家体制の下、ネオ・コーポラティズムに取り込まれつつある現在、そもそも「闘う団結」さえ、その内実が問われているのである。ナショナルセンターにせよ、産別にせよ、単組にせよ、そうである。「一国一ナショナルセンター・一産業一産別・一企業一組合」は今や資本の論理となっている。

そしてもう一つが「市従左派」が最後まで固執した「産別・単組分裂反対」という問題である。

「総評労働運動の破産」が「連合」への総評の合流という事態を生起させており、自治労がそれに追随している。にもかかわらず、自治労が「連合参加」をひた走っている段階で「(それなりの)階級的意義」を見いだそうという努力は何を意味しているのか。自治労運動が、階級的に意義ある闘いを組織してきたことを評価することと、自治労の「連合参加」に反対することとは同一なのである。もちろん前者の評価ですら左派活動家層の奮闘が自治労をしてそういった運動を組織せしめている側面のほうが大であることは明らか

だし、路線問題を抜きに「あれは良かった、これも良かった」式に振り分けることに何の意義もない。

②自治労産別強化・防衛論であれ、産別分裂反対論であれ、極論すれば「これ、まで通りの生活(活動)を維持したい」という弱々しい立論が垣間見える。旧態依然たる方法と形態に安住し、「社共」に代わる階級的戦闘的指導部を建設”するために闘うのではなく、総評・自治労＝社会党の枠内で、何かしら「左派」であり続けたいことを自己暴露するものでしかなかったといえよう。こうした論戦の中で「着地」＝組織問題のみを先行させ、空論主義的に「左翼分裂」を唱えた部分もいたが、もちろん何の影響も与えなかったまま雲散無消したのは言うまでもない。

だがしかし、我々自身もまた「左派修正案」における「総評労働運動の闘う伝統の継承発展」「自治労産別運動(の基調)の防衛」をめぐる論戦に対して、極めて不十分にしか対応し得ず、問題は市従大会以降に持ち越しされたが、こうした過程で明らかになった左派活動家の混乱は、第一に取えていえば「組合主義の沼地」の中で、政治的階級的批判の観点・方法を鍛え上げることを怠っていたこと。第二に、それ故「職場活動家集団」として「労戦統一問題」に対して「無関心」であったこと。右翼的労戦統一の流れに抗し得ないことを暗黙の前提にしていたと言っても過言ではない。第三に総評・自治労運動の評価と総括および統一労組懇への批判に関しての共通認識すら克ち取れていなかった。それは一方で組合活動の実際の中での社会党との(市従反主流派としての有形無形の)ブロックの存在も含め、日共と比べて社会党のほうが「よりまし」であるという判断と、地方、市従労働運動での反動的阻害物たる日共＝「統一労組懇」が「連合」反対勢力として存在するという事態にも影響されていた。

③我々は、市従大会をめぐる「連合論議」を経て、「路線よりは人間関係」「変革よりは現状維持」という組合活動家にありがちな傾向や、「市従活動家内では政治・路線討議がなじまない」といった構造が歴史の転換の中で解体しつつある兆候を見いだし得たといえる。

(3)市従労働運動の新たな前進のために。

当面、実践的に要請されていることは「連合反対・統一労組懇反対・自治体労働者運動の階級的戦闘的再生」を基軸とした「旗幟」を鮮明にすることである。

そのためには何よりも、侵略と排外主義に反対し、全ての帝国主義と闘う国際人民連帯運動と、差別と抑圧に反対し、あらゆる国家至上主義的統合と闘う現代的民主主義運動を基軸にした路線的展望をしっかりと打ち固めることである。そして全民労連・帝国主義労働運動との闘いが、権威主義的国家体制の一環としての「ネオ・コーポラティズム」との闘いであるが故に、「従来の労働問題」を「従来のやり方」でいかに「戦闘的」に推し進めようと、もはや歴史に取り残されていくだけであること、情勢を切り拓く展望と方針は自己変革の闘い抜きには空語であることを肝に銘じなければならない。「新しい社会運動」と労働運動との関係(労働運動の転換の必要性や、社会的労働運動についての構造)をも射程し、そして決定的に重要なのは情勢と主客の構造からして、自治体労働者運動にあっては「新しい社会運動」との結合を通した「地域政治闘争」的再編こそが問われている。

こうした路線的展望を物質化する組織的方針として、あらゆる事態(ノ)に備えた活動家集団の「シャドーキャビネット」化が構想されなければならない。すなわち左派活動家フラクションの強化・拡大であり、そのフラクションの大衆的公的性の獲得としての大衆的影響力・規定力の形成である。つまり「分岐・自立」や「二重加盟」に耐えうる組織的内実と凝縮力をもったものとしての組織化である。そしてそれは、コミュニティ・ユニオンからゼネラル・ユニオンに至る対抗社会・対抗権力をめざす共生・連帯運動およびそのネットワーク形成としての労働＝地域＝生活を貫くものとしても組織されなければならない。逆にそうしたものとして「労働運動の転換」を推し進めることが「未来の多数派」を展望しえると同時に、職場におけるヘゲモニーをも現実化しえる。

(以下略)

国家緊急権と革命的抵抗権(レジュメ)

講師：中村丈夫

一. はじめに—国家緊急権・対・革命的抵抗権

福田・有事立法論議(1987)―鈴木・航路帯防衛公約(81)―中曾根・戦後政治総決算(82)のもとで着々進行してきた国家緊急権体制は、30年代の「軍事ファシズム」よりも一般と巧緻に高度化されたブルジョアジー独裁の最新形態をめざすものと考えられる。これにたいし、護憲などブルジョア民主主義の急進的復活をもって立向うのは、「耳を掩うて鈴を盗む」の類であり、総合概念としてのプロレタリア・ヘゲモニーの全面的確立が求められざるをえない。ブルジョアジー独裁成立以来(たとえば、17世紀イギリス革命における cromwell 軍法とレヴェラーズ兵士の抵抗権との激突)、階級闘争のイデオロギー的形態—とくに政治的、法的な—の一つであった国家緊急権(シュターツノットレヒト)と革命権—抵抗権との対決は、ワイマール共和国下の反ナチス闘争の敗退(大統領緊急命令権—授権法による)、そしてまた戦後60年代末の改憲=非常大権規定反対闘争の敗退(抵抗権規定とのすり替え)に悲劇的に表明され、前者への後者の従属、収斂をもたらした。だが、ブルジョア民族国家の至上権と、力の次元のみならず論理の次元でも正面からたたかうためには、革命権、革命的抵抗権の再構築がなくてはならないだろう。

二. 国家緊急権体制・その日本的形態

日本での有事立法への長い準備過程について、多少事実をみてみよう。①自衛隊法の緊急規定(1954)、②統幕「三矢作戦」(63)、③防衛庁「有事立法」研究要綱(66)、④大規模地震対策特別措置法(78)、⑤自民党国防問題研究会「防衛二法改正の提言」(79)、⑥自民党憲法調査会「九条改正案要綱」—隊法七条=統帥権解釈(82)、⑦自民党安保調査会「防衛秘密に係るスパイ防止法」案(82)、⑧安全保障会議設置(86)、

⑨中曾根「平和戦略研」構想(87)、⑩米軍来援協定関係有事立法案(88)、等々。戦前の戒厳令、国家総動員法に到る有事法体系は、すでに作成済みで、機を窺っていることは、各省所管法制の統合案や有事法制研究の中間報告からみても間違いないところだろう。(拙稿「日本の軍事=防衛問題」『季節』7号)。

このような動きは、大陸法的伝統にもとづく公然たる立憲的ないし委任的独裁への道であるが、他方、憲法九条の「憲法変遷」的自衛隊合憲解釈や自衛隊諸裁判の推移にみるように、「民族固有の自衛権」などの超法規的・「主権的」独裁への道も、周到に準備されている。これは、英米法での不文法としての非常法(マーシャル・ロー)=平時の普通法(コモン・ロー)を停止させる=の法理念の運用も検討されていることを意味しよう。

法内在的にせよ法超越的にせよ、緊急権およびその実力的担い手たる軍隊に支えられた危機管理国家は、「緊急権国家」または「緊急国家」と呼ぶことができる。それは、小林直樹氏によると「国家的危機に対してたえず緊張した身構えをし、危急に対応するための実力装置を備えて、権力(者)がつねに緊急権を発動しようよう用意し、かつ国民をもそれに向けて多かれ少なかれ組織化している国家」である(『国家緊急権』1979、95頁)。「現代国家の相当部分がすでにこのカテゴリーに属する。」しかし、国家論的には、それだけではあまりにも抽象的であり、帝国主義国にあっては、戦前のファシズム国家とは形態を異にする点が解明されなくてはならないだろう。緊急権は、かつてのファシズム以上に階級を解体させ、人民を統合する新保守主義国家の支配・強制・暴力的側面を代表する、と言ってよい。ところが小林氏は、日本の緊急権体制についてかなり詳しく分析しながらも、有事立法などの基本パターンは明治国家の緊急権制度であり、旧体制

思想との連続性であるとし(203頁)、結局は対抗原理をすべて平和と民主主義法擁護に流し込んでしまう。驚くべきアナクロニズムと言わなくてはならない。新しいブルジョアジー独裁への展開は、まさに反護憲的なプロレタリア的・人民的抵抗をもってしなければ打破できないのだ。

三. 国家緊急権と軍隊

このことは、有事立法の推進者のうちに、「絶対主義」天皇制への回帰を志向する分子がいたとしても、然りである。願えば、明治国家の基本法—というより中枢政治構造は、まず1882(明治15)年に軍事立法としての戒厳令(太政官布告)によって整えられ、89年制定の旧憲法は、それを踏襲した戒厳大権(14条)や、より広範な天皇非常大権(31条)を、軍隊の統帥大権(11・12条)や緊急勅令制定権(8条)とともに最重要な特色としている。といっても、旧憲法の国家緊急権は、今日からみると、単純に絶対主義的専制の用具とみることはできず、階級闘争を強力に抑止し、それを不断に民族闘争に転化させる—「民権論=国権論」ないしは「民権論→国権論」的に—日本独特のブルジョア民族国家装置の「最後の根拠」であったと考えるべきだろう。後発・早熟の資本主義的展開のために強烈な民族的統合力として機能した「天皇制」帝国主義は、第2次大戦への危機にさいしては、軍部主導下に市民社会の非常管理を推進したが、それこそは最高度のブルジョアジー独裁であった。ゆえに「天皇制」統治形態なり「軍事ファシズム」なりをかなぐり捨ててや、戦後国家は民族国家として爛熟し、労働運動・社会主義運動の自発的体制内化、ナショナリズム化を招きよせることができた。

しかし、帝国主義国家では、軍隊はファシズムよりも合理的に労資—民族「共同体」国家を形成しようとする独占ブルジョアジーの最大の政治的用具であり、対内外の暴力装置にとどまらず、「軍産複合体」の要であり、国家意識の体现者、人民の民族的統合のイデオロギー的用具である。戦後日本軍=自衛隊は、憲法上の無規定を逆用して実定法を超え、破る自由を保有しつつ肥大化し、文民統制(シビリアン・コンドロー

ル)によってかえって全経済、全科学技術の潜在力を総動員できる合理的形態を獲得し、志願制によって軍隊の革命的解体・転化を防ぐことを保障された。その反面、62%が将校・下士官というミリタリープロフェッショナルリズムを錬成しつつも、さまざまな矛盾を内包しつつある。①戦略・編制・装備の根幹を米軍に規制されている従属性・不確定性(注)、②三軍の不統一、③賭命義務・絶対服従に貫かれた軍隊規律の困難、④軍の精神的諸力、いわゆる「建軍の本義」の欠落、などがその主たるものである。矛盾が容易に爆発しないのは、それに介入する主体の側に主因がある。(注)自衛隊の不確定戦略については山崎カヲル『新“国軍”用兵論批判序説』(鹿砦社、1977)を参照。

四. 市民的抵抗権と革命的抵抗権

国家緊急権体制と対決し、大衆的反軍闘争を推進する基本的立場は、革命権、革命的抵抗権の鼓吹でなくてはならない。国家緊急権—革命権の対抗軸の本質は、かつて法哲学の泰斗、尾高朝雄氏によって、「法を破る法」=「法を破る力」の間の、すなわち、政治・対・政治の闘争であるとされた。法の究極は政治であり、革命権なるものも、じつは力を大義名分化し増強するための手段でしかない、とみなされる(『法の究極に在るもの』有斐閣、1955)。上述のヘゲモニー闘争の視点からは、その実証主義的位相は超えられなくてはならない。ワイマール共和国左派の一部は「プロレタリアートの自然法」を唱え(フィアカント、フレンケル)、日本の「平和と民主主義」的左翼の一部は「歴史の発展法則=合法性」でもって自然法を置き換えた(平野義太郎、天野和夫)。そのような法超越的正義のフェティシズムでは、革命的抵抗の道徳的エネルギーを支えることはできない。

ブルジョア諸憲法が民主主義革命期に高唱した自然法的革命権—抵抗権は、プロレタリアートにたいしては否認されるところか、治安立法に代置され、一部がブルジョア人権体系の制約=延長・補完としての「社会権」に吸収された。革命どころか、クーデタによっても国家基本法が再三変更されてきたフランスでは、G・ビュルドーは法理念はそれ自体一つの運動であり、

「革命は法に力を対置すると言うことはできず、それは競合する諸法理念の効力を測る試練であり」、抵抗権は「フランス公法の原理をなしている」（『政治学概論』）と言う。ワイマール民主主義がナチズムを分泌した経験をもつ西独でのG・ラートブルフ法学は、「実定法の不法」にたいする「実定法を超える法」の優越にもとづき、「民主主義とは制度化された抵抗権である」（『実定法と自然法』）と言う。その言や善しだが、反ファシズムの波が戦後退くや、自然法的・市民的抵抗権は、限定された市民権への矮小化や、国家緊急権の承認と引き替えの取引材料にとどめられている。とくに日本では、「平和と民主主義」期のいわゆる宮沢・田畑論争にみるように、「自然法的抵抗権」説と「実定法的抵抗権」説とが抵抗権の根拠づけを争うかみえたが、両者とも革命権を論外とするほか、細部についても実質的差異はない。12条以下新憲法が抵抗権さらには抵抗義務を規定しているとする後者も、「自然法的抵抗権思想の伝統を輝かしく継承するもの」でしかない（田畑忍「日本国憲法と抵抗権」）。前者は、抵抗権は「制度化をうけつけない本質を有するものとみななくてはならない」（宮沢俊義「憲法」）とし、ついには、「抵抗権の行使は、民主主義憲法のもとでは、たんに保守の意味で、すなわち、法秩序の維持または再建のための緊急権としてのみ用いられうる」、つまり反革命権としてである、とする論者もいる（橋本公巨「抵抗権の理論」）。抵抗権の法内在的成立を説き、その極限では法超越的なものとして、革命権に近似した性格を帯びることをも一定程度認めていた小林直樹氏（「憲法における順法と抵抗」、以上は憲法研究所『抵抗権』法律文化社）にしてからが、抵抗権を外敵侵入の非常事態に限り、それも非暴力的国民的抵抗にとどめようとするに到る。史上幾多の反軍闘争、とくに軍隊内反乱をつうじ、日本では竹橋「事件」、福岡連隊「事件」、そして沖縄派兵と立川治安配備に抵抗した70年4、27兵士決起をつうじ、歴史的、実践的に形成されてきた労働者・人民の革命的抵抗権の思想的・理論的根拠は、自然法的人権のうちにはなく、社会的なるがゆえに普遍的な人権のうちのみいだされなくてはならないだろう。

五、革命的抵抗権の探究（略）

六、革命的軍事への展望

この報告の延長には、革命的軍事論はただちに來ない。来るべきは主として、貧困と硬直を極めたマルクス主義法学の再検と再建課題であり、それは次のようなものであろう。

①レーニンにおけるプロレタリアート「独裁」極念（「法律にはなく、武装した人民大衆の直接の暴力に基礎をおく権力」と革命法へのイニシアティブ。

②初期ソヴェト社会主義法学の成果—パシカーニス、ストゥーチカなど。

③スターリンによる通俗的な法実証主義的退化—反人権システム。

④マルクス主義法学再建への試行—ラッポポート、チュルローラ、プーランツァス、パウルなど、とくに人権論。

しかし、革命の最終的成否は軍事的段階で決せられる以上、革命的軍事へのアプローチはゆるがせにされてはならない。としても、いまは政治—軍事関係（クラウゼヴィッツ—レーニン）、政治・軍事力—技術・軍事力関係（グラムシ）の把握からして、あらためて取組みなおすべきときと考える。

マルクス主義、なかでも日本のそれにおける軍事論は、「戦争とはなにか」の本質的・根源的理解よりも、「いかにして勝つか」の技術主義に流れ、ヘゲモニー的に運用されなかった。それは憲法九条の隠れミノの影響もあって、軍事を知悉せず、むしろ軍事的に疎外され、かえって軍事に幻惑されたことと、帝国主義兵学、ソ連兵学がすべて核フェティシズムやテクノロジー信仰に陥ったのに左右されたことのためだろう。いままず実践されなくてはならないのは、ロシア第一次革命での革命的軍事闘争の開始に当たってのレーニンの強調、一口に言って、「反軍闘争なしには革命的軍事闘争を大衆的に発度させえないとともに、反軍闘争は革命的危機のもとで軍事闘争に収斂され、それによって完成される」という運動の論理を、歩一歩具体化することではないだろうか。（了）